

改正案	
<p>(検査の設備の基準)</p> <p>第一条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合には、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合には次にそれぞれ掲げるものを、対象とする自動車が軽油を燃料とする自動車のみに限定されている場合には、及びトに掲げるものを備えなくてもよい。</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 黒煙測定器又はオキシメータ</p> <p>2 (略)</p>	
別表第二（検査の基準）（第八条関係）	
	検査の実施の方法
一 (略)	(略)
二 装置に関する検査（その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、 <u>(10)</u> 及び <u>(11)</u> に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3)、(6)、(8)及び(9)に掲げる事項については、 <u>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に</u>

現行	
<p>(検査の設備の基準)</p> <p>第一条 法第九十四条の二第一項の自動車の検査の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 対象とする種類の自動車を検査することができる自動車検査用機械器具であつて、次に掲げるものを備えていること。ただし、対象とする自動車の種類のうちに、四輪以上の自動車が含まれていない場合には、軽油を燃料とする自動車が含まれていない場合には次にそれぞれ掲げるものを、<u>対象とする自動車を軽油を燃料とする自動車のみ</u>に限定されている場合には、及びトに掲げるものを備えなくてもよい。</p> <p>イ ト (略)</p> <p>チ 黒煙測定器</p> <p>2 (略)</p>	
別表第二（検査の基準）（第八条関係）	
	検査の実施の方法
一 (略)	(略)
二 装置に関する検査（その1）	次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる器具を用いて検査するものとする。この場合において、(1)、(2)、 <u>(9)</u> 及び <u>(10)</u> に掲げる事項については、当該器具を用いて検査することが困難であるときに限り走行その他の適切な方法により、(3) <u>及び(6)から(8)までに</u> 掲げる事項については、 <u>道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適</u>

適合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1)～(5) (略)	(略)
(6) <u>自動車から排出される排出物の黒煙による汚染度</u>	黒煙測定器
(7) <u>自動車から排出される排出物の粒子状物質による汚染度</u>	オパシメータ
(8)～(11) (略)	(略)

三 (略)	(略)
四 (略)	(略)

合するかどうかを視認等により容易に判定することができるときに限り視認等により、それぞれ検査することができる。

(1)～(5) (略)	(略)
(6) <u>自動車から排出される黒煙の汚染度</u>	黒煙測定器
(7)～(10) (略)	(略)

三 (略)	(略)
四 (略)	(略)

別表第七 (第十三条、第十三条の二関係)

自動車検査用機器	校正用機器	測定器及び設備
サイドスリップ・テスト	(略)	(略)
ブレーキ・テスト	(略)	(略)
前照灯試験機	(略)	(略)
音量計	(略)	(略)

別表第七 (第十三条、第十三条の二関係)

自動車検査用機器	校正用機器	測定器及び設備
サイドスリップ・テスト	(略)	(略)
ブレーキ・テスト	(略)	(略)
前照灯試験機	(略)	(略)
音量計	(略)	(略)

速度計試験機	(略)	(略)
一酸化炭素測定器	(略)	(略)
炭化水素測定器	(略)	(略)
黒煙測定器	(略)	(略)
オパシメータ	校正用フィル タ	測定器 分光光度計

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

○検査機器等による検査

黒煙・粒子状物質
視認・テスト
%
m^{-1}

速度計試験機	(略)	(略)
一酸化炭素測定器	(略)	(略)
炭化水素測定器	(略)	(略)
黒煙測定器	(略)	(略)

第三号様式（指定整備記録簿）（第十条の二関係）

○検査機器等による検査

黒煙
視認・テスト
%